

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人名古屋工業大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び役員職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	平成24年4月給与より月額を989,000円から984,000円に引下げた。
理事		平成24年4月給与より役員報酬の月額を0.5%引下げた。
理事(非常勤)		改定なし
監事		理事と同じ
監事(非常勤)		改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,259	千円 11,868	千円 4,650	千円 1,424(地域手当) 316(通勤手当) ()			
A理事	千円 14,174	千円 9,360	千円 3,667	千円 1,123(地域手当) 24(通勤手当) ()			
B理事	千円 14,200	千円 9,360	千円 3,667	千円 1,123(地域手当) 49(通勤手当) ()			
C理事	千円 12,374	千円 7,800	千円 3,093	千円 1,060(地域手当) 420(単身赴任) ()			◇
A監事 (非常勤)	千円 1,240	千円	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,220	千円	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B	千円	年 月			該当者なし	
理事C	千円	年 月			該当者なし	◇
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画の実施における組織の再編、機能の効率化を図りつつ、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の水準については、人事院勧告を参考にし、国家公務員の給与水準を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

一般職員は、人事評価を実施し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率に反映させる。
また、教員においては、教員評価結果を昇給の参考資料として用いる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合に基づき支給される。
昇給	毎年1月1日に同日前1年間における勤務成績に応じた昇給区分、昇給号俸数により昇給させることができる。
昇格	勤務成績が優秀で、必要経験年数、必要在級年数等の基準を満たしたものは1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- (1) 平成24年4月1日より職員の俸給月額について、平均0.23%減額する改正
- (2) 俸給の切替に伴う経過措置を平成26年3月31日に廃止する改正
- (3) 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員の平成24年4月1日における号俸を1号俸上位のものとする改正
- (4) 平成25年4月1日において、経過措置廃止の状況を考慮し、一定の年齢に満たない職員の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位のものとする改正
- (5) 平成26年4月1日において、経過措置廃止の状況を考慮し、一定の年齢に満たない職員の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位のものとする改正

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

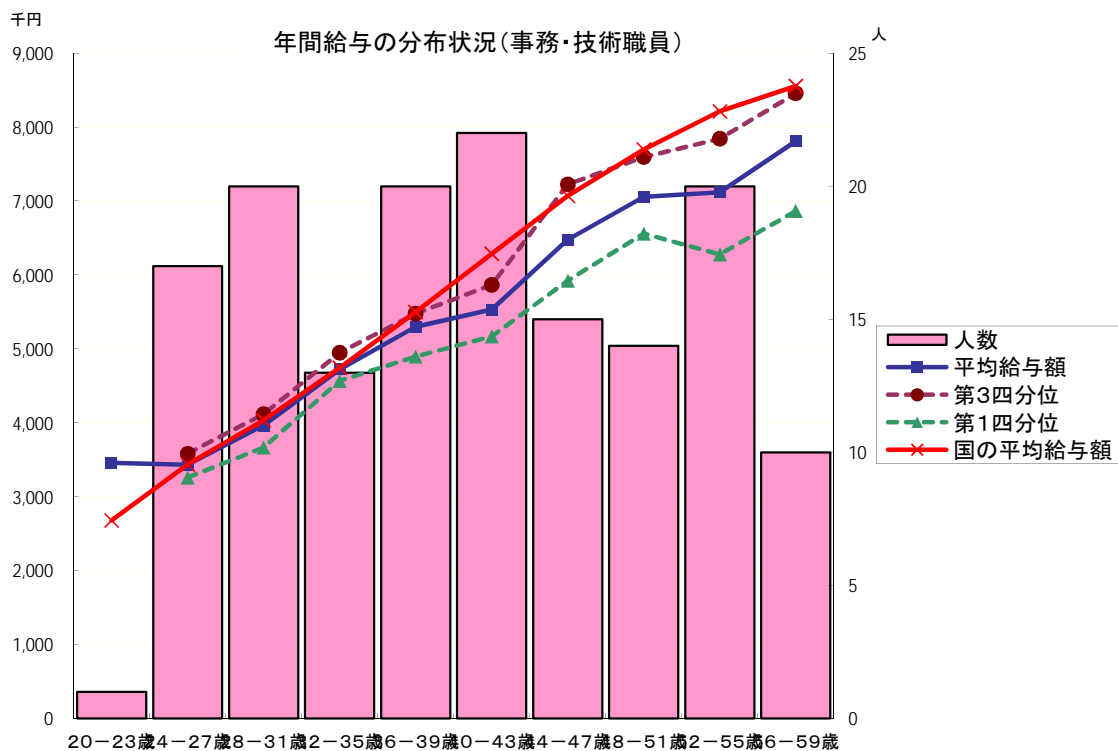
区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 472	歳 45.3	千円 8,076	千円 6,013	千円 115	千円 2,063
事務・技術	人 152	歳 41.3	千円 5,695	千円 4,330	千円 124	千円 1,365
教育職種 (大学教員)	人 319	歳 47.3	千円 9,217	千円 6,819	千円 112	千円 2,398
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他	人 1	歳 43.5	千円 5,922	千円 4,439	千円 49	千円 1,483

[年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	29	44.2	5,811	5,811	129	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特任研究員	11	47.4	6,743	6,743	96	
特任専門員	3	62.8	6,777	6,777	97	0
特任専門職員	1	59.5	5,657	5,657	257	0
特任職員	7	36.2	3,735	3,735	134	0
特任教員	7	36.8	6,032	6,032	169	0

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	3	61.8	3,569	3,066	188	503
事務・技術	3	61.8	3,569	3,066	188	503
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

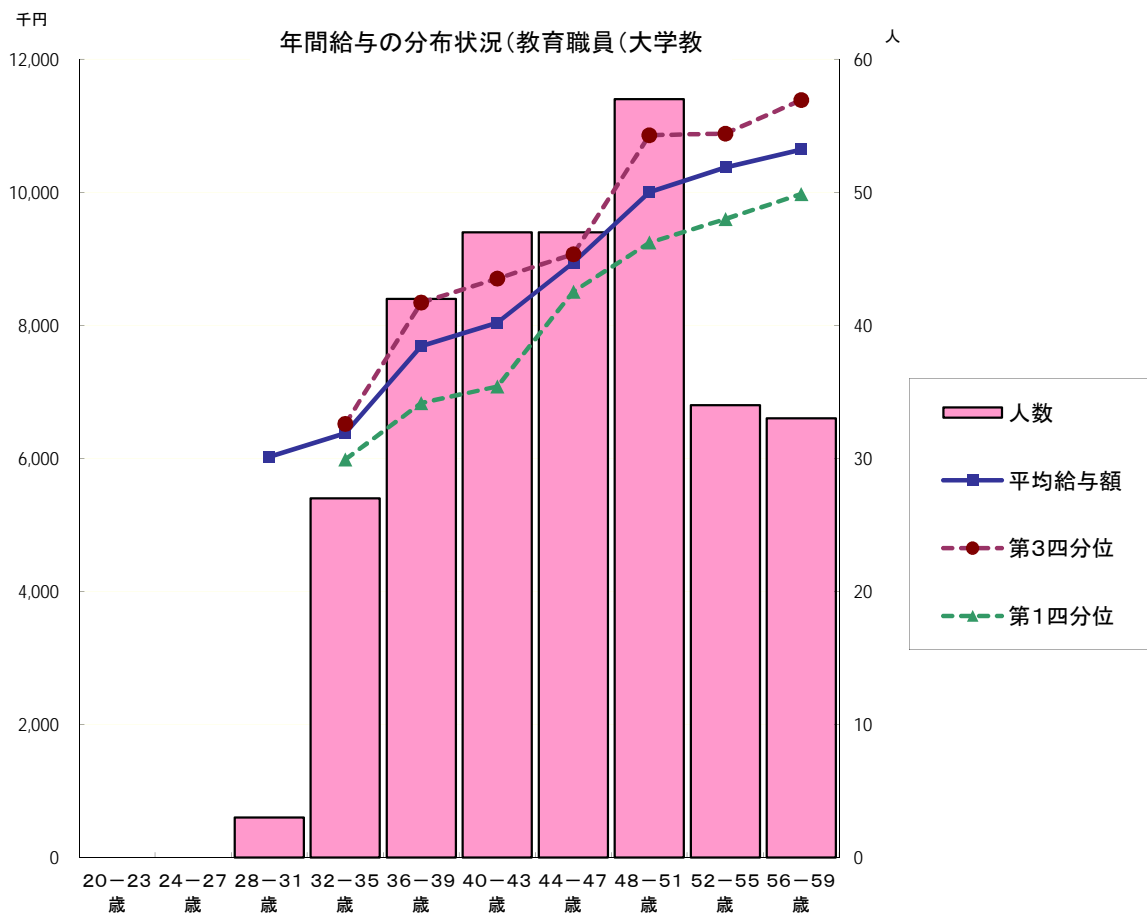
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円
・部次長	1	58.5				
・課長	7	53.4	8,199	8,341	9,026	
・課長補佐	23	51.6	7,385	7,644	7,895	
・係長	65	43.7	5,280	5,791	6,259	
・主任	14	38.5	4,387	4,867	5,186	
・係員	42	30.4	3,434	3,798	4,117	



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1四分位	第3四分位		
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円
・教授	128	54.2	10,199	10,724	11,219	
・准教授	137	44.7	8,296	8,640	9,006	
・助教	54	37.3	6,126	6,452	6,743	

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長	課長	課長補佐	係長主任	主任係員	係員
人員(割合)	152人	4人 (2.6%)	8人 (5.3%)	25人 (16.4%)	67人 (44.1%)	24人 (15.8%)	24人 (15.8%)
年齢(最高～最低)		58～53歳	59～39歳	58～47歳	59～31歳	53～28歳	31～23歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 6,896～6,247	千円 6,536～5,344	千円 6,119～4,970	千円 5,111～3,030	千円 3,654～2,585	千円 3,214～2,133
年間給与額(最高～最低)		千円 9,039～8,310	千円 8,537～6,967	千円 8,089～6,720	千円 6,749～4,043	千円 4,767～3,543	千円 4,117～2,988

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	准教授	助教	助手
人員(割合)	319人	128人 (40.1%)	137人 (42.9%)	0人 (0%)	54人 (16.9%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		62～43歳	60～31歳		56～30歳	
所定内給与年額(最高～最低)		千円 9,507～6,510	千円 7,779～4,668	千円	千円 5,782～4,295	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 13,238～8,815	千円 10,103～6,263	千円	千円 7,698～5,763	千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.5	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 32.5	% 33.7
	最高～最低	% 39.8～32.8	% 36.5～30.2	% 36.5～31.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 67.6	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 32.4	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～32.1	% 37.8～29.2	% 39.1～30.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66.4	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 33.6	% 34.9
	最高～最低	% 40.5～33.3	% 37.8～30.9	% 39.1～32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 68.0	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 32.0	% 33.4
	最高～最低	% 40.5～32.5	% 37.8～30.0	% 38.6～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

92.5

(事務・技術職員)
対他の国立大学法人等

105.1

(教育職員(大学教員))
対他の国立大学法人等

108.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>92.5</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>93.2</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>90.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>92.3</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	対国家公務員	92.5	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>93.2</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>90.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>92.3</td> </tr> </table>	地域勘案	93.2	学歴勘案	90.8	地域・学歴勘案	92.3
対国家公務員	92.5										
参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>93.2</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>90.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>92.3</td> </tr> </table>	地域勘案	93.2	学歴勘案	90.8	地域・学歴勘案	92.3				
地域勘案	93.2										
学歴勘案	90.8										
地域・学歴勘案	92.3										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【主務大臣の検証結果】</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50.6% (国からの財政支出額 5,405百円, 支出予算の総額 10,682百円:平成23年度予算)</p> <p>【検証結果】</p> <p>平成23年度予算における支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50.6%であるが、対国家公務員の給与水準指数は92.5である。また、累積欠損額0円(平成22年度決算)である。以上のことから、給与は適切な水準である。</p>										
講ずる措置											

教育職員(大学職員)と国家公務員との給与水準比較指標 105.6

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,360,660	千円 4,440,909	千円 (%) △ 80,249 (△1.8)	千円 (%) △ 80,249 (△1.8)
退職手当支給額 (B)	千円 679,511	千円 435,748	千円 (%) 243,763 (55)	千円 (%) 243,763 (55)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 966,440	千円 936,391	千円 (%) 30,049 (3)	千円 (%) 30,049 (3)
福利厚生費 (D)	千円 640,645	千円 617,775	千円 (%) 22,870 (3)	千円 (%) 22,870 (3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,647,256	千円 6,430,823	千円 (%) 216,433 (3)	千円 (%) 216,433 (3)

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額が対前年度比1.8%減少した要因としては、欠員補充の抑制によるものである。
- ・退職手当支給額が前年比55.9%増加した要因としては、定年退職者等の人員増によるものである。
- ・結果として、最広義人件費については、対前年度比3.3%の増加となった。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みについては、平成18年度からの5年間に
おいて5%の人件費削減を図った。

【主務大臣の検証結果】

「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,066,295	4,893,136	4,850,444	4,773,838	4,580,006	4,440,909	4,360,660
人件費削減率 (%)		△3.4	△4.3	△5.8	△9.6	△12.3	△13.9
人件費削減率(補正值) (%)		△3.4	△5.0	△6.5	△7.9	△9.1	△10.5

・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額5,066,295千円を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

給与特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連することについて。

役員

- ・ 平成24年7月から実施。

職員

- ・ 平成24年7月から実施。